

令和5年度

白石市予算書

白石市

目 次

1. 白石市一般会計	2
2. 白石市国民健康保険特別会計	8
3. 白石市介護保険特別会計	11
4. 白石市後期高齢者医療特別会計	14
5. 白石市水道事業会計	16
6. 白石市下水道事業会計	19
7. 白石市病院事業会計	22

第 3 4 号議案

令和 5 年度白石市一般会計予算

令和 5 年度白石市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 17,393,450 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 5 年 2 月 20 日提出

白石市長 山 田 裕 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		4,033,236
	1 市 民 税	1,487,302
	2 固 定 資 産 税	2,047,019
	3 軽 自 動 車 税	123,183
	4 市 た ば こ 税	236,494
	5 特 別 土 地 保 有 税	10
	6 入 湯 税	6,625
	7 都 市 計 画 税	132,603
2 地 方 譲 与 税		198,317
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	42,100
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	129,500
	3 森 林 環 境 譲 与 税	26,717
3 利 子 割 交 付 金		700
	1 利 子 割 交 付 金	700
4 配 当 割 交 付 金		14,400
	1 配 当 割 交 付 金	14,400
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		4,100
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	4,100
6 法 人 事 業 税 交 付 金		60,700
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	60,700
7 地 方 消 費 税 交 付 金		830,400
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	830,400
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		6,200
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	6,200
9 環 境 性 能 割 交 付 金		11,700
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	11,700
10 地 方 特 例 交 付 金		24,500
	1 地 方 特 例 交 付 金	24,500
11 地 方 交 付 税		4,250,000
	1 地 方 交 付 税	4,250,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		3,100
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,100
13 分 担 金 及 び 負 担 金		58,777

(単位：千円)

款	項	金額
	1 負 担 金	58,777
14 使用料及び手数料		160,878
	1 使 用 料	142,708
	2 手 数 料	18,170
15 国 庫 支 出 金		2,463,499
	1 国 庫 負 担 金	1,418,816
	2 国 庫 補 助 金	1,034,226
	3 国 庫 委 託 金	10,457
16 県 支 出 金		895,930
	1 県 負 担 金	606,191
	2 県 補 助 金	206,321
	3 県 委 託 金	83,418
17 財 産 収 入		16,186
	1 財 産 運 用 収 入	16,116
	2 財 産 売 払 収 入	70
18 寄 附 金		500,004
	1 寄 附 金	500,004
19 繰 入 金		2,157,752
	1 基 金 繰 入 金	2,157,752
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		513,170
	1 延滞金、加算金及び過料	9,001
	2 市 預 金 利 子	1
	3 貸 付 金 元 利 収 入	266,748
	4 受 託 事 業 収 入	18,717
	5 雑 入	218,703
	(公営企業貸付金元利収入)	-
22 市 債		1,189,900
	1 市 債	1,189,900
歳 入	合 計	17,393,450

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		157,290
	1 議 会 費	157,290
2 総 務 費		3,044,350
	1 総 務 管 理 費	2,544,676
	2 徴 税 費	266,720
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	111,067
	4 選 挙 費	88,184
	5 統 計 調 査 費	17,312
	6 監 査 委 員 費	16,391
3 民 生 費		5,309,364
	1 社 会 福 祉 費	2,753,146
	2 児 童 福 祉 費	2,010,859
	3 生 活 保 護 費	542,477
	4 災 害 救 助 費	2,882
4 衛 生 費		2,379,053
	1 保 健 衛 生 費	2,168,050
	2 清 掃 費	211,003
5 労 働 費		1,617
	1 労 働 諸 費	1,617
6 農 林 水 産 業 費		283,739
	1 農 業 費	175,006
	2 林 業 費	108,733
7 商 工 費		404,739
	1 商 工 費	404,739
8 土 木 費		2,728,639
	1 土 木 管 理 費	29,525
	2 道 路 橋 梁 費	1,911,965
	3 河 川 費	30,046
	4 都 市 計 画 費	647,991
	5 住 宅 費	109,112
9 消 防 費		494,813
	1 消 防 費	494,813
10 教 育 費		1,299,086

(単位：千円)

款	項	金額
	1 教 育 総 務 費	387,533
	2 小 学 校 費	187,315
	3 中 学 校 費	123,751
	4 幼 稚 園 費	51,319
	5 社 会 教 育 費	205,639
	6 保 健 体 育 費	343,529
11 災 害 復 旧 費		3,013
	1 農 林 業 施 設 災 害 復 旧 費	2
	2 公 共 土 木 施 設 等 災 害 復 旧 費	3,011
12 公 債 費		1,271,856
	1 公 債 費	1,271,856
13 予 備 費		15,891
	1 予 備 費	15,891
歳 出	合 計	17,393,450

第2表

債 務 負 担 行 為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
住民情報システム等賃貸借料(令和5年度再契約分)	令和6年度から令和7年度まで	94,341
白石市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料	令和6年度	4,264
第3次白石市健康プラン21・第4期白石市食育推進プラン策定業務委託料	令和6年度	5,093
第2期白石市自死対策計画策定業務委託料	令和6年度	2,552
自動車騒音面的評価システム整備業務委託料	令和6年度から令和8年度まで	6,752
中小企業振興資金融資損失補償(令和5年度分)	令和6年度から令和18年度まで	融資預託額の10/100に相当する金額の損失補償
市道狐壇歩道橋線(狐壇歩道橋)撤去工事委託料	令和6年度	319,000

第3表

地 方 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	借入利率	償還の方法			
公共施設除却事業	245,700	普通貸借 又は、 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。			
ふれあいプラザ照明LED化改修事業	6,100						
県営ため池整備事業	900						
地方道路整備事業	760,500						
街路事業	33,000						
公園施設長寿命化対策支援事業	13,500						
水芭蕉の森木道改修事業	13,500						
河川浚渫事業	20,000						
消防施設整備事業	12,100						
水道事業会計出資金	1,600						
臨時財政対策債	83,000						
合 計	1,189,900						

第 3 5 号議案

令和 5 年度白石市国民健康保険特別会計予算

令和 5 年度白石市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,791,513 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 5 年 2 月 20 日提出

白石市長 山 田 裕 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		559,588
	1 国民健康保険税	559,588
2 使用料及び手数料		801
	1 手数料	801
3 国庫支出金		5
	1 国庫補助金	5
4 県支出金		2,866,219
	1 県補助金	2,866,218
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		24
	1 財産運用収入	24
6 繰入金		357,821
	1 一般会計繰入金	312,821
	2 財政調整基金繰入金	45,000
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		7,054
	1 延滞金、加算金及び過料	6,101
	2 預金利子	1
	3 雑入	952
歳入	合計	3,791,513

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		22,755
	1 総務管理費	16,681
	2 徴税費	5,690
	3 運営協議会費	10
	4 趣旨普及費	374
2 保険給付費		2,843,536
	1 療養諸費	2,447,200
	2 高額療養費	380,450
	3 移送費	41
	4 出産育児諸費	11,005
	5 葬祭諸費	4,000
	6 傷病手当金	840
3 国保事業費納付金		856,728
	1 国保事業費納付金	856,728
4 保健事業費		52,478
	1 特定健康診査等事業費	39,263
	2 保健事業費	13,215
5 基金積立金		24
	1 基金積立金	24
6 公債費		1
	1 公債費	1
7 諸支出金		6,606
	1 償還金及び還付加算金	6,606
8 予備費		9,385
	1 予備費	9,385
歳出	合計	3,791,513

第 3 6 号議案

令和 5 年度白石市介護保険特別会計予算

令和 5 年度白石市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,002,216 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

白石市長 山 田 裕 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 険 料		738,080
	1 介 護 保 険 料	738,080
2 使 用 料 及 び 手 数 料		50
	1 手 数 料	50
3 国 庫 支 出 金		945,913
	1 国 庫 負 担 金	655,498
	2 国 庫 補 助 金	290,415
4 支 払 基 金 交 付 金		1,039,691
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,039,691
5 県 支 出 金		579,931
	1 県 負 担 金	546,435
	2 県 補 助 金	33,496
6 財 産 収 入		41
	1 財 産 運 用 収 入	41
7 繰 入 金		681,097
	1 一 般 会 計 繰 入 金	600,815
	2 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	80,282
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		17,412
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	11
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	17,400
歳 入	合 計	4,002,216

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費	54,896
	2 徴収費	11,553
	3 介護認定審査会費	7,190
	4 趣旨普及費	35,409
		744
2 保険給付費		3,698,258
	1 介護サービス諸費	3,331,228
	2 介護予防サービス等諸費	54,168
	3 諸費	2,640
	4 高額介護サービス費	92,700
	5 高額医療合算介護サービス等費	12,922
	6 特定入所者介護サービス等費	204,600
3 地域支援事業費		246,989
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	132,962
	2 一般介護予防事業費	32,233
	3 包括的支援事業・任意事業費	81,511
	4 諸費	283
4 基金積立金		41
	1 基金積立金	41
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		1,031
	1 償還金及び還付加算金	1,031
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	4,002,216

第 3 7 号議案

令和 5 年度白石市後期高齢者医療特別会計予算

令和 5 年度白石市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 464, 285 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

白石市長 山 田 裕 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		334,643
	1 後期高齢者医療保険料	334,643
2 使用料及び手数料		100
	1 手 数 料	100
3 繰 入 金		128,368
	1 一 般 会 計 繰 入 金	128,368
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1,173
	1 延滞金、加算金及び過料	30
	2 償還金及び還付加算金	1,000
	3 雑 入	143
歳 入	合 計	464,285

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総 務 費		12,163
	1 総 務 管 理 費	6,583
	2 徴 収 費	5,545
	3 趣 旨 普 及 費	35
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		451,021
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	451,021
3 諸 支 出 金		1,000
	1 償還金及び還付加算金	1,000
4 予 備 費		101
	1 予 備 費	101
歳 出	合 計	464,285

第38号議案

令和5年度白石市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度白石市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	13,412 戸
(2) 年間総配水量	3,456 千m ³
(3) 一日平均配水量	9,443 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設整備費	301,301 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	水道事業収益			898,265 千円
第1項	営業収益			859,212 千円
第2項	営業外収益			39,052 千円
第3項	特別利益			1 千円

		支	出	
第1款	水道事業費用			884,824 千円
第1項	営業費用			850,989 千円
第2項	営業外費用			27,074 千円
第3項	特別損失			5,761 千円
第4項	予備費			1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 238,456 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 27,693 千円、過年度分損益勘定留保資金 73,227 千円、当年度分損益勘定留保資金 137,536 千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 水道事業資本的収入	149,184 千円
第1項 企業債	131,500 千円
第2項 工事負担金	14,459 千円
第3項 補助金	1,610 千円
第4項 出資金	1,615 千円

支 出

第1款 水道事業資本的支出	387,640 千円
第1項 建設改良費	310,959 千円
第2項 企業債償還金	76,681 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道料金等徴収業務	令和5年度から 令和10年度まで	354,240
水道開閉栓・施設管理等業務	令和5年度から 令和7年度まで	60,280

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	131,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入する政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用、特別損失に係る予算額に過不足が生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 60,385 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000 千円と定める。

令和5年2月20日提出

白石市長 山田 裕一

第39号議案

令和5年度白石市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度白石市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	公共下水道事業	農業集落排水事業	合計
(1) 処理区域内人口	21,697 人	1,506 人	23,203 人
(2) 年間総処理水量	2,526 千m ³	85 千m ³	2,611 千m ³
(3) 一日平均処理水量	6,902 m ³	232 m ³	7,134 m ³
(4) 主要な建設改良事業等 下水道施設整備事業	37,995 千円	1,760 千円	39,755 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中企業債利息の財源にあてるため、企業債5,000千円を借り入れる。

	収	入
第1款 公共下水道事業収益		935,477 千円
第1項 営業収益		650,820 千円
第2項 営業外収益		284,656 千円
第3項 特別利益		1 千円
第2款 農業集落排水事業収益		98,185 千円
第1項 営業収益		18,303 千円
第2項 営業外収益		79,646 千円
第3項 特別利益		236 千円
収入合計		1,033,662 千円

	支	出
第1款 公共下水道事業費用		869,507 千円
第1項 営業費用		763,314 千円
第2項 営業外費用		104,674 千円
第3項 特別損失		519 千円
第4項 予備費		1,000 千円

第2款 農業集落排水事業費用	102,330 千円
第1項 営業費用	84,580 千円
第2項 営業外費用	16,738 千円
第3項 特別損失	12 千円
第4項 予備費	1,000 千円
支出合計	971,837 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 382,539 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7,047 千円、過年度分損益勘定留保資金 166,427 千円、当年度分損益勘定留保資金 209,065 千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 公共下水道事業資本的収入		372,056 千円
第1項 企業債		202,300 千円
第2項 補助金		16,000 千円
第3項 分担金及び負担金		1,761 千円
第4項 他会計繰入金		151,995 千円
第2款 農業集落排水事業資本的収入		83,699 千円
第1項 企業債		41,800 千円
第2項 分担金及び負担金		136 千円
第3項 他会計繰入金		41,763 千円
収入合計		455,755 千円

	支	出
第1款 公共下水道事業資本的支出		745,470 千円
第1項 建設改良費		82,987 千円
第2項 企業債元金償還金		662,483 千円
第2款 農業集落排水事業資本的支出		92,824 千円
第1項 建設改良費		1,760 千円
第2項 企業債元金償還金		91,064 千円
支出合計		838,294 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	207,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入する政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
農業集落排水事業	41,800			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 公共下水道事業費用、農業集落排水事業費用のうち、営業費用、営業外費用、特別損失に係る予算額に過不足が生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 36,419 千円

令和5年2月20日提出

白石市長 山田 裕一

第40号議案

令和5年度白石市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度白石市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数 一般病床 199 床

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		1,034,914 千円
第1項 医業収益		147,435 千円
第2項 医業外収益		887,478 千円
第3項 特別利益		1 千円

	支	出
第1款 病院事業費用		997,711 千円
第1項 医業費用		884,806 千円
第2項 医業外費用		111,904 千円
第3項 特別損失		1 千円
第4項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 227,599 千円は当年度分損益勘定留保資金 227,599 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 病院事業資本的収入		376,267 千円
第1項 出資金		376,267 千円

	支	出
第1款 病院事業資本的支出		603,866 千円

第1項 企業債元金償還金

603,866 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用、医業外費用、特別損失に係る予算額に過不足が生じた場合における期間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

40,245 千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、646,245 千円である。

令和5年2月20日提出

白石市長 山田 裕一